

129

教旨勅語と我等の行道

特257

490



始



#257

490



勅語と我等の行道

東京府立第六中學校長
文學士 阿部宗孝校閱



咸一其德

馬良梅書

明治神宮宮司 有馬良橘先生題字

天地農をいぬ也

少きまをいぬ也
神農支の

ふくまをいぬ也

天龍叙

之れ道

皇恩無窮

阿部宗孝謹書

靖國神社宮賀茂百樹



東京府立第六中學校長
文學士 阿部宗孝先生題字

編旨

此の編 教育勅語を成るべく判り易く謹解して各家庭青少年に讀ましめ青少年をして
勅語の意味を謹解すると共に我が國體を辨知せしむるを主とす
近世我が國の教化其の歩進むと雖も一般各家庭を窺ふに父兄及び青少年の 勅語の名
を知るも文を知らず文を知るも意を解せず隨つて國體の何たるを知らざる者尙ほ少し
とせざるは國家の爲め實に憂慮の極と謂ふべし矧や青少年は相續いて今後の國家を護
る重責を擔ふ者之に對し忠孝の道念を涵養し正しき國體觀念を注入して成年後誤れる
國家觀念に囚はるゝが如きこと無からしむるに努むるは教職に在る者素より其の責任
なるも家庭を主りて常に青少年の側近に在る者の最も之に努めむことを要するもの
なり是れ近時家庭に於て國體訓誘に要する 教育勅語の判り易き謹解書を索むる者あ
るを聞く所以にして即ち此の編を起すに 志す所以なり
精神家河田氏は常に社會の教育補佐に志深し近頃來つて余に此の編を修せむ事を囑
す余淺學固辭すれども氏免さず庸俗の神聖を説かむとする 管見の太空を談るに等しか

らむも還るに生盲者の黑白を知らずして色彩を語るに勝らむことを思ひ敢て此の編
を修して其の囑に充つ賢明の士及ばざるを補ふに吝かたること勿れ
文を三體に書きしは青少年各學の程度に便し併せて書學作文の知識に便せむとす掲ぐ
る所の神人其の他の圖畫は 勅語の意味と國體とに縁由あるものを敬仰し 御製は其
の聖韻を 勅語の意味に謹合し併せて叙慮の宇宙萬情の細大に亘れるを拜慕す

敬誌

本書ノ編纂ヲ起スニ就テ

本書ハ我が國民ノ謹ンデ常ニ長ク遵奉シテ其ノ御趣旨ヲ實行スルモノナルガ故ニ苟ク
モ其ノ編纂者ノ人格ヲ第一トシテ之ガ選擇ニ當リ最モ苦慮セシ處ニシテ我が會諸士ノ
常ニ敬慕スル木原吳灣先生ヲ茲ニ選擇シ此ノ大任ヲ依頼スル事トセリ先生ハ大正六年
諸士ノ希望ニ因リ箕都五十年記念トシテ皇澤ヲ追慕シ獨特ノ隸書體ヲ以テ教育勅語ヲ
謹書シテ之ヲ分チ與ヘラレタリ當時寺内總理大臣及荒木貞夫閣下岡田良平閣下其ノ他
各名士ヨリ多クノ禮狀ヲ受ケラレタル等ノ因縁ニ依リ老齡ニモ不拘此ノ大任ヲ引受ケ
ラレタル次第 先生ハ稀ニ見ル清廉潔白ノ學者ニシテ漢學ニ書道ニ秀テ殊ニ隸書體ニ
飛白垂露ノ合筆體ヲ加ヘ自ラ獨特ノ一派ヲ成シ人ノ行クベキ道ヲ書ニ示シテ多クノ
人ヲ益セシメ實ニ世ニ隠レタル風格德行共ニ高キ學者ナリ亦常ニ青年ニ道徳ノ修養ヲ
進ムルヲ主トシテ書ヲ與ヘ以テ指導ニ專念セラレタルモ老齡ノ爲メ近時千葉縣茂原ノ

閑地ニ隱遁シ書道ヲ樂ミツ、靜養セラルル乃チ本會ハ此ノ機會ヲ以テ本書編纂ノ事ヲ先
 生ニ懇請シタルニ先生亦之ヲ以テ一代ノ御奉公ト深ク感激シ謹書セラレタリ各位諸兄
 之ヲ諒トセラレンコトヲ

教育勅語ト我等ノ行ク道 普及會謹誌

教育勅語ト我等ノ行ク道 目次

題字	一	御製	三
題歌	二	明治神宮	四
題字	三	皇祖	五
編旨	四	伊勢神宮	六
本書ノ編纂ヲ起スニ就テ	五	皇宗	七
教育勅語漢譯文	六	御製	八
教育勅語和文	七	瓊瓊杵尊降臨	九
教育勅語片假名文	八	國ヲ肇ムルコト宏遠ニ	一〇
教育勅語謹解	九	御製	一一
菊華	一〇	神武天皇尊影	一二
朕惟フニ我カ	一一	德ヲ樹ツルコト深厚ナリ	一三
		御製	一四

高津の宮	一七	世々厥ノ美ヲ濟セルハ	二〇
我カ臣民	二二	御製	
御製		元日禮祝の圖	二二
士農工商の圖	一三	此レ我カ國體ノ精華ニシテ	二二
御製		御製	
克ク忠ニ	一四	帝國議會の圖	二三
御製		ケライク 淵源亦實ニ此ニ存ス	二四
楠木父子櫻井訣別の圖	一五	御製	
御製		小學校教室の圖	二五
克ク孝ニ	一六	爾臣民父母ニ孝ニ	二六
御製		御製	
豐臣秀吉	一七	老たる父母をいたはる圖	二七
億兆心ヲ一ニシテ	一八	兄弟ニ友ニ	二八
御製			
一致合同表情圖	一九		

御製		日本赤十字社の圖	三七
兄弟仲睦じく拭き掃除の圖	二九	學ヲ修メ	三八
夫婦相和シ	三〇	御製	
御製		頼山陽	三九
夫婦共に食を取る圖	三一	業ヲ習ヒ	四〇
御製		御製	
朋友相信シ	三二	遠澤榮一	四一
御製		以テ智能ヲ啓發シ	四二
隆盛と月照	三三	御製	
恭儉己レヲ持シ	三四	福澤諭吉	四三
御製		徳器ヲ成就シ	四四
重盛父を諫む	三五	御製	
博愛衆ニ及ホシ	三六	聖徳太子	四五
御製			

進テ公益ヲ廣メ 御製	四六	和氣清麻呂 御製	五五
海陸運輸汽車汽船の圖 御製	四七	是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス 御製	五六
世務ヲ開キ 御製	四八	伊藤博文 御製	五七
二宮尊徳 御製	四九	又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン 御製	五八
常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ 御製	五〇	乃木將軍少年時代 御製	五九
衆議院議員選舉投票場 御製	五一	斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 御製	六〇
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ 御製	五二	光明皇后 御製	六一
靖國神社 御製	五三	子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所 御製	六二
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ 御製	五四		

昔原道眞 御製	六三	明治二十三年十月三十日 御製	七二
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス 御製	六四	舉國喜の圖 御製	七三
御仁愛の三文字 御製	六五	御名御璽 御製	七四
之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 御製	六六	東郷平八郎元帥 御製	七五
海外御訪問 御製	六七		
朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ 御製	六八		
三種神器 御製	六九		
威其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ 御製	七〇		
皇居一重橋 御製	七一		

教旨勅語

朕惟我

皇祖

皇宗肇國宏遠樹德深厚朕臣臣克忠克孝
億兆一心世濟厥美此朕國體之精華而教
育之淵源亦實存乎此矣爾臣臣存于父母
友于兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博
學及衆修學習業以啓發智敏成就德器進
而廣公益開世務常重國憲遵國法一巨石

緩急則義勇奉公可以扶翼天壤無窮以
皇運業如是則不獨為朕忠良之臣臣亦足
以顯彰爾祖先之遺風斯道也實朕

皇祖

皇宗之遺訓子孫臣臣所當遵用焉通以
古今而不謬施之中外而不悖朕與爾臣臣
得奉奉服膺庶幾成一其德矣

明治二十三年十月三十日

御名御璽

教育勅語

朕惟フニ我カ

皇祖

皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又

以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ

皇祖

皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

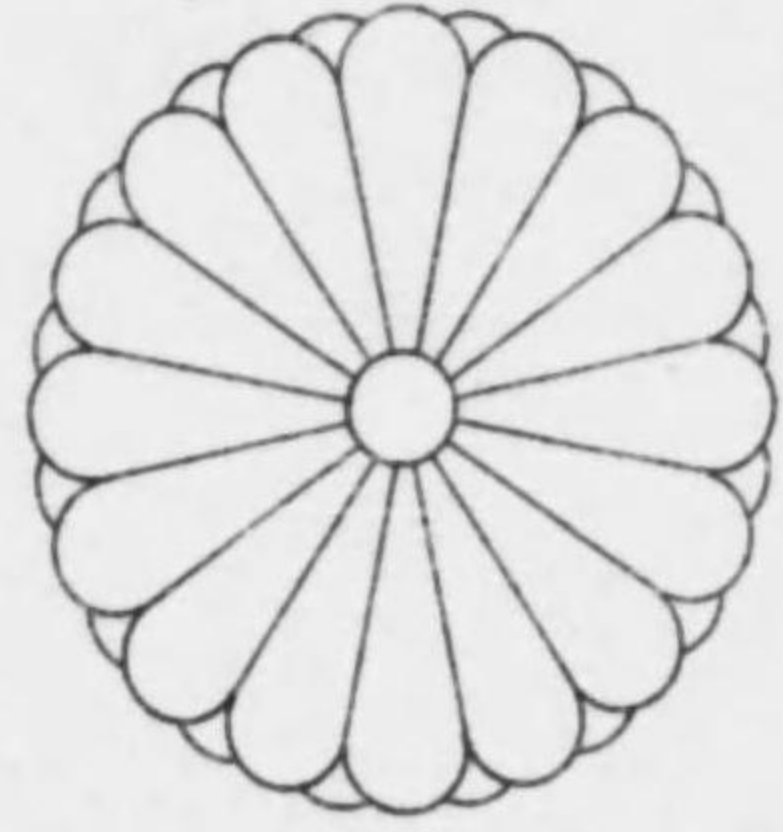
ケウ イク チヨク ゴ
チン オモフ ニ ワガ
クワウ ソ

クワウ ソウ クニ チ ハジムル コト クワウエン ニ トク チ タツル コ
ト シンコウ ナリ ワガ シンミン ヨク チユウ ニ ヨク カウ ニ オクテ
ウ ココロ チ イツ ニ シテ ヨヨソノ ビ チ ナセル ハ コレ ワガ コ
クタイ ノ セイクワ ニシテ ケウイク ノ エンゲン マタ ジツニ ココニ
ソンス ナンヂ シンミン フボ ニ カウ ニ ケイテイ ニ イウニ フウフ
アヒワ シ ホウイウ アヒシン ジ キヨウケン オノレ チ ゼシ ハクアイ
シユウ ニ オヨボシ ガク チ チサメ ゲフ チ ナラヒ モツテ チノウ チ
ケイハツ シ トクキ チ ジャウジユ シ ススンデ コウエキ チ ヒロメ セ
イム チ ヒラキ ツネニ コクケン チ オモンジ コクハフ ニ シタガヒ イ

ツタン クワンキフ アレ バ ギユウ コウ ニ ホウ ジ モツテ テンヂヤウ
ムキウ ノ クワウ ウン チ フヨク スベシ カクノゴトキ ハ ヒトリ チン
ガ チユウリヤウ ノ シンミン タルノミナラズ マタ モツテ ナンヂ ソセン
ノ キフウ チ ケンシヤウ スルニ タラン コノ ミチ ハ ジツニ ワガ
クワウ ソ

クワウ ソウ ノ キクン ニシテ シソン シンミン ノ トモニ ジユン シユ
スベキトコロ コレチ ココン ニ ツウジテ アヤマラズ コレチ チユウダワ
イ ニ ホドコシ テ モドラズ チン ナンヂ シンミン ト トモニ ケンケン
フクヨウ シテ ミナ ソノ トク チ イツ ニ センコト チ コヒネガフ

メイヂ ニジフ サンネン ジフダワツ サンジフ ニチ
ギヨ メイ ギヨ ジ



菊華は獨り
皇室の御紋章にして特に國家の
敬仰する所
天皇家の大御言葉にして最も臣民
の尊重する所なり



群 惟 我

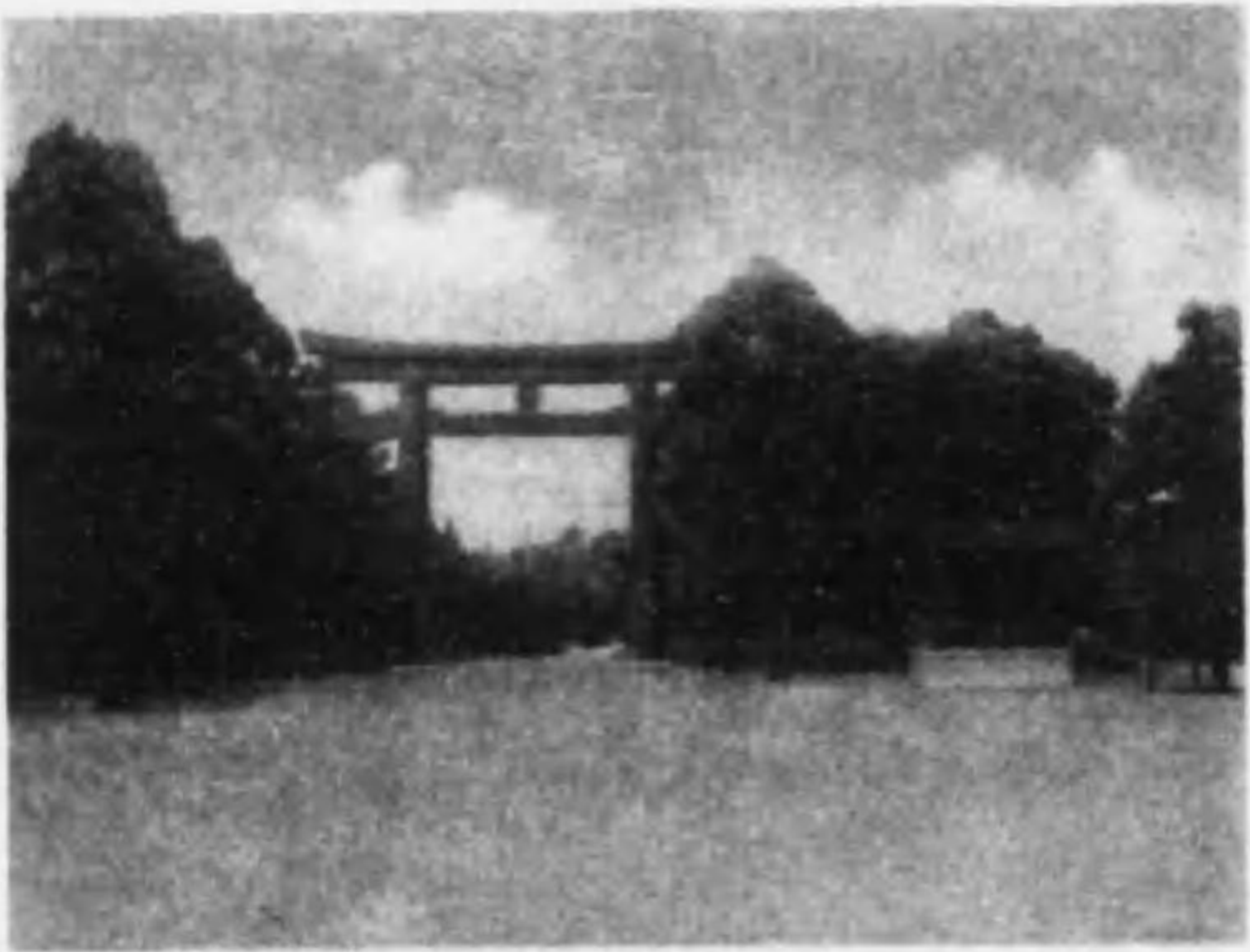
チン オモフ ニ ワガ

朕 惟 フ ニ 我 カ

明治天皇陛下が我等國民教育の方針に付き大御心の上に發りたる深き御考へを朕惟フニとの御宣にて朕は陛下御躬を指され我力は皇室に對する御親みの御宣と拜察す此の始に置かせられたる惟フニは此の御勅語の神蘊にて聖諭は既に此の一字に存し此の一字を拜誦すると同時に聖諭全文の胸に浮ぶを覺ゆ

御 製

いにしへのふみ見るたびに思ふかな
おのがをささむる國はいかにこ



近世地球 上年を逐うて相互に往來頻繁を加ふ隨つて諸種思想の流入混淆思想の發現等思想界は種々に複雑し爲に將來我が國體の本義たる忠君愛國の精神の或は隱微に傾きて國民の歸趣を誤る者あらむかの憂ひ無しとせず明治天皇の神視深く此に鑑みられ特に此の勅語を降し賜ふ謹み念ふ此れ國體上一日も缺くべからざる思想照鑑の神鏡にして國民教育の基礎思想歸趣の大指針たり此に明治神宮を謹寫し朝に暮に展べて拜し奉り歸趣を御示し降されたる洪恩を謝するの一端と爲さむとす

皇 祖

ク
ワ
ウ
ソ

皇

祖

太古より我が國を統べられたる神の御事に即ち天皇陛下の御先祖を指されたる御宣にて皇祖皇宗と重ねて御宣せられたるは其の遠近の御歴代を指され別けて申さば皇祖は遠き御先祖の御事と拜察す

御 製

あまてらす神の御光ありてこそ
わが日のもこほくもらざりけれ



天照大神は日本は我が神の子孫の
永く王として治むべき國なりとの神鑑
を以て御孫瓊杵尊に開闢の命を降し
給ひたる即ち國家開發國體創始の大祖
なり此に神路山の神宮を謹寫して永く
尊嚴なる神徳を拜す

皇 宗

クワウソウ

皇

宗

此れまた前述の如く御先祖の御意味にて別けて申さば近き御先祖を指さる因に皇祖皇宗とは約めて申さば太古よりの御先祖の方々と御宣と拜察す

御製

日の本の國の光のそひゆくも
神の御稜威によりてなりけり



ににぎのみこと 天照大神の御孫にて大神の命に
瓊瓊杵尊 天照大神の御孫にて大神の命に
由り大神の御手親から授けられたる三種の神
器を身に添へ八百萬の神神を従へ日向の高千
穂の岑に降られ即ち我が日本の今日有る大基
礎を建設せらる歴代の 天皇は斯の御尊の子
孫にして我々臣民は從ひ降れる神神の子孫な
り斯の如く國體の本義たる君臣の大義は神代
に既に明にして一系なる君皇を戴き純忠を
重んずることは獨り我が國の誇りとする所な
り此に御神影を謹掲して國體創始の御洪徳を
仰ぎ奉る

肇國宏遠

國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

クニヲハジムルコトクワウエンニ

御先祖の方方の國初に御苦勞遊ばされたることは容易ならざるものにて國を開き國を興するは實に狭小一時の御企圖にあらずして宏いなる遠き思召にてありしとの御宣と拜察す

御製

つかさどる人の力によりてこそ
たかさご島もひらけゆきけれ



神武天皇 瓊瓊杵尊既に殘賊を攘ひ暴逆を除かれ國平定に進むと雖も東國皇化の及ばざる處尙ほ奸逆の割據する少なからず 天皇深く微慮を惱ませられ遂に御親ら東征の軍を率ゐられ霧に餐し露に臥せられ悉く不純の徒を平けて天下を一統し萬世無窮の大業を肇め給ふ此に御神影を謹掲して肇國の恩澤を欽仰し奉る

樹 德 深 厚

德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

トクヲタツルコトシンコウナリ

德は御惠澤にて 皇祖皇宗が皇道即ち國を治め民を安んずる道を國家に植ゑつけらるるに付いては畏れ多くも常に御躬を正しうせられて民に仁慈を垂れさせられ以て貴き模範を國家萬世に御遺し降されたる御惠澤は實に深くして厚きことにてあるとの御宣と拜察す

以上國家創定に關する 皇室御先祖の大業を稱せられ以下克忠克孝は國體道徳を能く行ひ來れる國民の美點を示させ給ひしものと拜察す

御製

小山田のささのけぶりもごしごしに

たちそふ世こそ樂しかりけれ



仁徳天皇 或時高臺に登り四方を眺め炊煙の昇るご薄く少なきを御覽になり民の窮乏を察せられ租税を免ぜらるること三年開而して 天皇再び高臺に登り以前に異り炊煙の盛んに起れるを御覽になり朕既に富むと御宣ありしと聞く是れ實に民の貧富を以て御躬らの貧富とし給ひし廣大仁慈の御宣にて誰か感涙頬を沾さる 天皇御躬も非常の御儉約にて宮苑垣崩るも繕はせられず屋根漏りて御床を濕すも茸くことを許されず尙ほ民力充實の思召にて租税を免ぜらるること三年開民に休養を興へられ斯に於て始めて永く聽されざりし群臣萬民の懇請を容れ宮殿の御修理を許されたりと此に 天皇の其の御遺蹟なる高津の宮を謹寫して御惠澤を欽慕し奉る

我臣民

ワガ シンミン

我カ臣民

我カは畏れ多くも我等臣民に
 對する御親みの御宣にて臣
 民は從屬者即ち從ひ事ふる
 者即ち 皇族の御方以外日
 本大全體を指しての御宣にて
 我が國には神代より君臣の分
 既に定まりありて政事に參與
 する者も商業に従事する者も
 田畑を耕耘する者も士農工商
 共に一人として天皇の臣民な
 らざるは無きなり

御製

ほどくにごゝろをつくす國民の
 ちからぞやがてわが力なる



此に士農工商夫れ夫れの容貌を掲げ相共に
 天皇の臣民たるを表す

克忠

ヨク チユウ ニ

克ク忠ニ

忠は君に對する臣たるもの、
 誠意にて君に忠を盡すことは
 我が國民道德の第一義にして
 我が國は天祖の神勅に基き
 前述の如く神代の初めより君
 臣の義明かにして臣民は皇
 室に對し忠を盡すを本分とす
 之を實行し來れる國民千古の
 美風を此に斯く御宣せられ
 しこと、拜察す

御製

子わかれの松のしづくに袖ぬれて
 昔をしこのぶさくらゐの里



楠木正成と正行 正成は勅命を受けて逆賊尊氏の東犯を防ぐに付き死を覺悟し途に櫻井の驛に十一歳の正行を招き最後の形見として 天皇より拜領の菊水の刀を授け遺訓し曰く我討死後は逆賊益驕らむ汝は父の志を繼ぎ天皇に事へ時を待ちて再び兵を擧げ朝敵を滅し叡慮を安んじ奉れと正成は遂に湊川に討死す正行父の遺訓肝に銘じ家に還り日夜心を朝敵を滅す事に注ぎ 後村上天皇に事へ賊軍と戦ひ寡を以て能く衆を破る然るに四條畷の激戦に大軍に當り身に數創を蒙り刀折れ矢竭きて弟正時と互に相刺して死す斯の如き一身を以て君王に捧げたる父子の忠誠は實に國民千古の模範たり此に父子訣別の場面を掲げて其の即ち克く忠なるを偲ぶ

克 孝

ヨク カウ ニ

克ク 孝ニ

孝は父母に對する子
たる者の誠情にして
自然なる人情道德の
最も美點とする所
百行の本とも云へり
之亦我が國古來の美
風として能く實行し
來れりとの御宣ミ拜
察す

御製

をさな子にひとしくなれる老人を
いたはることをゆるかせにすな



豊臣秀吉 身微賤に起りて關白の位に登り一世の英雄を以て
稱せらる、秀吉は幼時既に死別の父の靈に對しては生に事ふ
るが如く存生の慈母に對し其の孝亦大に厚く身を以て内外の
多事に當り征旅枕を高くする暇無き間も母の身を忘れず偶
將卒征旅の情を慰むる爲め漁夫に網を曳かすことあれば直に
之を鹽漬にし先づ京都の母に贈り了り而る後殘魚にて諸將と
宴を開くを常とせりと云ふ又母の永眠を聞くや遠きより歸り
直に亡骸に取縋り氣息も絶えむほどに慟哭せりと云ふ斯の如
きは實に孝子至情の溢る、所一面不世出の英傑として亦孝
子の模範たるを知る此に秀吉躬ら部下に指圖をして遠き母に
贈る土産の準備の場を掲げて其の克く孝なるを偲ぶ

億兆一心

億兆心ヲ一ニシテ

オクテウ ココロ ナ イツ ニシテ

由來義に當りて結合
心の強きは我が國情
の特徴とする所故に
千萬億兆と日本の天
地に棲める多數の國
民全體が皆一樣に心
を能く揃へてとの御
宣と拜察す

御製

國民はひこつ心にまもりけり
遠つみおやの神のをしへを



此に多くの人の合同一致忠孝の二字を拜むの
形容を掲げて同胞相互に常に心を一にして忠
孝を盡すことを忘れざるの資とす

世濟殿集

世々厥美ヲ濟セルハ

ヨヨソノビヲナセルハ

皇祖皇宗我が國を開
かれてより幾千星霜の
永き間に上に述べたる
が如く臣民代々引き續
き君に忠義に親に孝行
の美しき行ひを爲し來
れるはとの御宣と拜
察す

御製

ちはやぶる神のをしへをうけつぎて
人のこゝろぞたゞしかりける



此に年々元旦先づ表には 陛下を祝し奉
るを主として日章旗を掲げ内には父母に雑煮
を進むるの圖を掲げ忠と孝との表情とし以て
御宣の厥美の一端とし併せて忠孝は吉凶共に
離れざるを表す

此我國體之精華而

コレワガコクタイノセイクワニシテ

此レ我カ國體ノ精華ニシテ

我が國 天皇の徳澤
固より深く臣民亦君
に忠に父母に孝なる
は此れは我が特種な
る國からの極めて眞
髓なる美はしき華に
てとの御宣と拜察す

御製

山をぬく人のちからも敷島の
大和心ぞもとるなるべき



帝國議會 此に帝國議會の圖を掲げて帝國議
會は國家の世に處する道を講ずるに於て最も
重要な設備とせられ全國の代議士が九千萬の
同胞に代り日本精神大唱道の殿堂にて即ち
國體の精華の特に芳香を放つ處なるを思ふ

教育之淵源亦實存于此矣

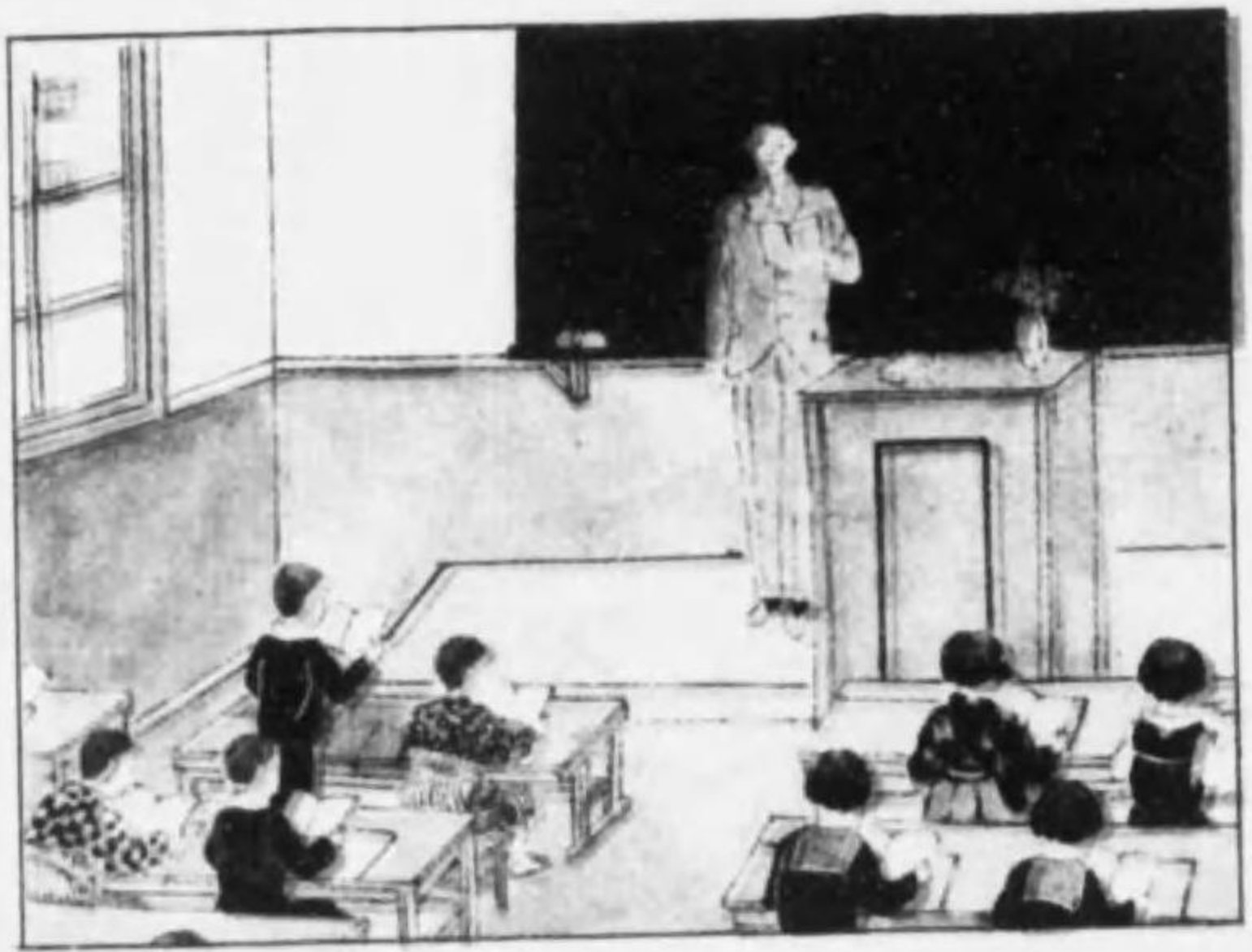
教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

ケウイクノエンゲンマタジツニココニソンス

我が邦家教育の深き
源も實に上述の
徳目に在りて我が國
體の精華なると共に
即ち之が國民教育の
基づく所なりとの我
が國教育の基礎たる
點の御宣と拜察す

御製

まなびやに入りにし日よりうなる子が
ものいひさへもかはりけるかな



小学校 此に小学校教室の圖を掲げて教育の
淵源たる又國體の精華たる忠孝の道の徹底を
謀るには努めて兒童寸苗の時より之を注入
訓養するに在るを表す此れ此の編の特に精神
とする所なり

慈母存千父母

爾臣民父母ニ孝ニ

ナンヂ シンミン フボ ニ カウ ニ

孝は父母に對し其の
慈みの厚きと薄き
とを問はず子たる者
の盡すべき道にて凡
そ人たる者の最も重
むべき人情道徳
の美目たり故に爾等
國民共よ父母には孝
行を盡せよとの御宣
と拜察す

御製

たらちねの親につかへてまめなるが
人のまここの始なりけり



此に子の老いたる父母をいたはる形容を掲げ
て其の孝養の一端を示し以て聊か孝道の導き
に資し共に聖諭に事へ奉らむことを思ふ

友千兄弟

ケイテイニイウニ

兄弟ニ友ニ

凡そ一家の平穩は睦
み親しむを主とすべ
きもの況や兄弟は父
母を一にして切ると
も切れざるの關係あ
る身なれば相互ひに
親み愛して仲睦じく
せよとの御宣と拜察
す

御製

ならびたつたけはひこしく見えながら
このかみは猶このかみにして



此に兄弟の者相互ひに而も微笑を含むて仲睦
じく拭き掃除を爲し居れる圖を掲げて兄弟
水魚の情常に斯の如くにして聖諭に事へ奉ら
むことを思ふ

夫婦相和

フウフ アヒワ シ

夫婦相和シ

夫婦とは結婚に因る男
女両性の結合にて一
たび結婚しては一心同
體にして苦樂浮沈を共
にする一生の同伴者な
れば相互に忍へ和らぎ
て常に何事にも圓滑を
主とし又睦じき仲にも
禮儀を素さず仲善くせ
よとの御宣と拜察す

御製

ことのはにあまる誠はおのづから
人のおもわにあらはれにけり



此に夫婦共に食を取るに仲睦じくして而も其
の中に禮あり即ち愛に生くるも敬を失はざる
所の形容を掲げて夫婦は常に斯の如き心を以
てして聖諭に事へ奉らむことを思ふ

朋友相信

ホウイウ アヒシン ジ

朋友相信

朋友とは形の別なる自己なりとも稱し朋友に信なるは即ち自己に信なるなり況や交りの道は人は孤立のものならざるより起る自然の道にして信は其の交道の主線なれば朋友の交りには互ひに心誠にして言行に偽り無く即ち信義を以て交はれよとの御宣と拜察す

御製

誠もてまじらふものはなかくに
はらからよりもしたしかりけり



隆盛と月照 勤王の士隆盛は京都に勤王僧月照と相知り意氣投合交り甚だ深し時に幕府の追捕迫り月照の身邊危し隆盛誘ひて遙に薩摩に逃る時に薩藩も佐幕に傾き勤王の士身を容るゝに地無し隆盛已む無く復誘ひて鹿兒島港を離れ扁舟東を指す時に月照胸中潜に天歩艱難の情勢徒らに歎くのみにして勤王志達せず身亦容るゝに地無く爲に隆盛が愛護の友情深きほど尙ほ氣の毒に思ふ等感慨轉た深く意を決して海に投ぜむとす隆盛亦黙々の中に之を知り曷ぞ月照のみ遣りて自ら遣るに忍びむやと竟に共に相抱きて投ず人々救ひて隆盛は蘇り月照は蘇へらざり斯の如く共に國事の爲に志を同じくし生死を共にするの決意は互に相信する友情の極致ならずんばあらず此に兩人船上感慨の場面を掲げて友情の至誠を偲ぶ

恭
儉
持
己

恭
儉
己
ヲ
持
シ

キ
ヨ
ウ
ケ
ン
オ
ノ
レ
ヲ
ヂ
シ

威を恣いまゝにし人
を慢るは世間の嫌忌
を招き人心の乖離を
誘ひ身を没落に導く
ものなれば驕らず慢
らず心念を慎重に置
き舉動を謙遜にして
自己の存續を持てよ
との御宣と拜察す

御
製

おもふこと思ふがまゝになれりとも
身を慎まむことな忘れそ



平重盛 重盛の父清盛は其の權威を恃み驕傲日に
増長し近親の者すら心乖き衆庶之を嫉む時に自己の
不満を以て畏れ多くも法皇を鳥羽に遷し奉らむと
するが如き專横實に天下の黙止する所にあらず重盛
大に驚き哭泣して諫諍す且つ侍士に命じて曰く父若
し聴かずむば先づ吾が首を斬れと清盛竟に其の事を
止むと云ふ重盛性温恭謹嚴死を以て父の驕傲を諫
む一面實に至孝なると共に恭儉の鑑たるを思ふ此に
父清盛を諫むるの形容を掲げて其の恭儉の徳を慕ふ

博愛及衆

博愛衆ニ及ホシ

ハクアイ シユウ ニ オヨボシ

前は自を愛護するこ
と斯は他を愛護するこ
この御宣にて愛は小き
狭き偏頗の愛にあらず
取舍親疎の念を離れた
る大なる仁愛を人類
は元より禽獸魚蟲草
木等までへも届かせよ
との御宣と拜察す

御製

國のためあたなす仇はくなくとも
いつくしむべき事な忘れそ



日本赤十字社 は初め博愛社と云ふ博愛は世界共通
の道徳として明治十九年十一月萬國赤十字條約に
盟し日本赤十字社と改稱し以て内に外に生命救護事
業の上に多大の功績を致し來れり戰場傷つける者病
める者の既に戦鬪力を失へる者は敵身方の別無く齊
しく之を救ひ或は天災地變等の傷病者にして急速
依るべき無き者は是れ亦普く濟ふと云ふを以て組織の
精神と爲す是れ人道の大なる道徳行爲にして眞に博
愛の實を宇宙に示すもの人類生靈の福音とする所な
り此に同社の圖を掲げて博愛の徳を悦ぶ

修學

ガクヲサメ

學ヲ修メ

學問は心を理め身を修め徳性を養ひ人格を造ると同時に知識を廣くして世の理事に通じ凡そ人間生涯の通過を導く指針は學問を以て最も先とす故に邑に不學の戸無く家に不學の者無きに至らむことは國民の齊しく期すべきことなりとの御勸めにて皆學問をせよとの御宣と拜察す

御製

事しげき世にたゝぬまに人は皆
まなびの道に勵めこそ思ふ



頼山陽は父祖文學の系統を受けて博學多識特に史學に通ず日本外史編修の如き素より天稟明達の識あるに因るべしと雖ども積學の徳あるにあらざるは爰ぞ斯の如きの大文字を綴ること有らむや蓋し斯の編修や天下を王政復古に導くを以て其の精神と爲し全編勤王の二字を以て蘊むと云ふべし然るときむば山陽は一面勤王の志士として即ち修學を以て國家を益せるの模範たり此に其の面影を掲げて修學の徳を慕ふ

習業

ゲフナラヒ

業ヲ習ヒ

凡そ業を執ることは小
には一身一家の繁榮を
増し大には國家の富強
を進め即ち衰頽を遠け
て存續の鞏固を謀る道
なれば自己の爲め國家
の爲め精勵怠るべから
ざるものなるを以て學
を修むると共に業を習
ひ熟練せよとの御宣と
拜察す

御製

世の中にひこりたつまでをさめえし
業こそ人のたからなりけれ



海澤榮一 近世の名士として終世能く世に活動せり
而も其の活動の多くは社會的にして且つ多方面なる
斯の如きの人は世に於て稀に見る所而も日本歴史中
最も急劇なる社會變化の時に介在し其の事の多くは
其の大型明鑑を慕ふ諸種襲來の懇請を容れたるもの
にて事毎に殆ど第一線に立ち學界に實業界に社會事
業界に國民外交界に其の配慮の澤に依り効果の顯
はれしもの實に少しとせず中に就き實業界に取りて
は實に其の大老として復た明治實業史を蓋ふ一大偉
人たり此に其の面影を掲げて實業思想熟練の鑑たる
を慕ふ

以啓發智識

以テ知能ヲ啓發シ

モツテ チノウ チ ケイハツ シ

智惠才能は人世一切の行動を支配し功を成すも名を遂ぐるも都て此の發動に因る故に學を修め業を熟練し以て智惠才能を啓き發せとの御宣と拜察す

御製

よきをとりあしきをすて、外國におこらぬ國となすよしもがな



智能啓發

福澤諭吉 慶應大學の創設者にして急劇なる社會變化の時に處し内を知らむとすれば先づ外を知るに在りとして西洋の文化を選取し文學上の時世適否の變遷を識り教ふるに常に我が日本を西洋諸國に負けざる文明國と爲さむとするに在りて其の嚮導多くの人物を出せり實に我が新文明新教育の開拓者にして即ち智能啓發の大指導者たり此に其の面影を掲げて我が國教育上の先覺者たるを慕ふと共に智能啓發の喚起に資す

成就徳器

トクキヲジャウジュシ

徳器ヲ成就シ

世の模範者たり徳望者たるもの、世に現るゝことはもとより國家の名譽にして其の名譽の人となりて社會に貢獻する所あるは人たるもの、本分とする所故に學を修め業を習ひ智能を啓發して優秀の人物となることに成功せよとの御宣と拜察す

御製

おこたらず學びおほせていにしへの人にはぢざる人とならなむ



聖徳太子は天資御聰明にして一時に十人の訴を聴き一も失せられざりしと云ふが如きは實に其の非凡なることを拜感するの一なり其の御一生聖慮を國を念ひ民を憐れむに傾けらる殊に攝政の宮として國治を統べられ憲法十七條を創定して國政の弛類に備へ和漢の文學を調和して民の教養を導き或は親ら矩繩を携へて匠工の道を拓かる、等國家諸般の樞要に臨み之が建設に補足に種々方途を施され國家の徳を蒙ること實に少なからず此に尊影を謹掲して大器の神徳國家に多大の開明を與へられたるを拜慕す

進而廣公益

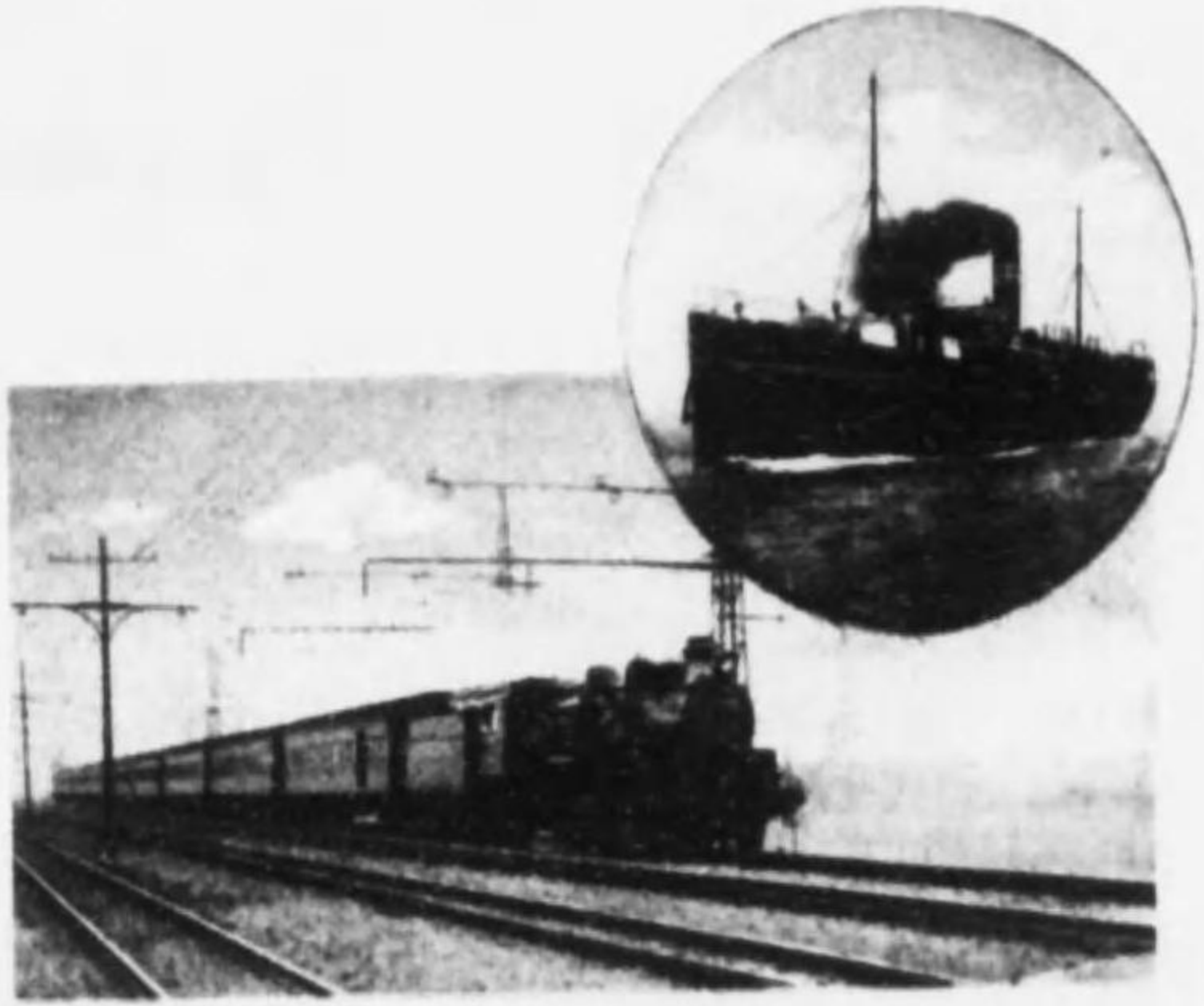
進テ公益ヲ廣メ

ス スン デ コウ エ キ ナ ヒロメ

凡そ社會の利益を圖ることは共存道徳の重點にして國家富強の主因なれば努め進むで社會の福利となることを廣め大きくして共存の實を擧げよとの御宣と拜察す

御製

天の下にぎはふ世こそたのしけれ
山のおくまで道のひらけて



海陸運輸 陸に汽車あり海に汽船あるが如きは其の運輸の愉快便益にして社會公益の大なるものなるを思ふ

開世務

セイムヲヒラキ

世務ヲ開キ

世に有益なる業務を興すことは是れ國民智徳の光輝の發現なりと共に即ち國運進歩の源泉なれば世の爲に有益なる業務を開き興せよこの御宜と拜察す

御製

夏草のしげきをみればあらたよに
いまだひらけぬ道もありけり



二宮尊徳 身貧より起り學を好み樵蘇に耕耘に常に書を腰にして學び最も經濟の道に通ずと云ふ時に小田原藩主の命を受け下野櫻町の荒蕪地復興の事に當るや十數年の久しき間風雨を厭はず寒暑を避けず身は粗服を纏ひ食は一菜を限りとし所有る艱難を嘗め開拓を指揮す其の開進を妬む奸佞者の妨害するありしも忍耐却て徳を以て教へ導き其の至誠鬼神も遮ること能はず不可能として數次人の放棄せし復興遂に此に成るに至る是れ社會の福利増進を謀り即ち世務を開きたる偉人として言行共に世の模範とする所なり此に其の荒蕪地開拓に人々を指揮する場面を掲げて永く其の志を慕ふ

常重國憲遵國法

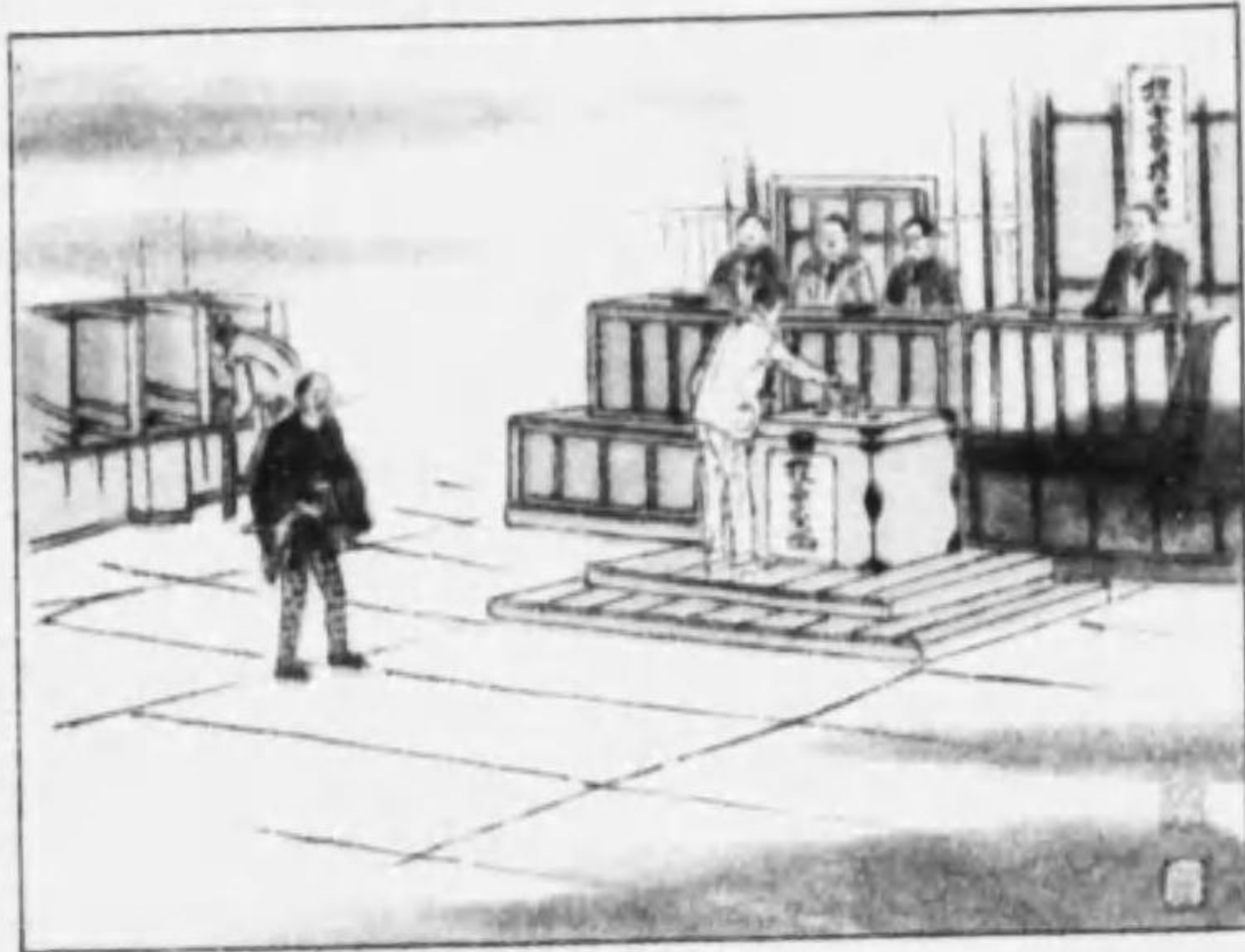
常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

ツネニ コクケン ナ オモンジ コクハフ ニ シタガヒ

國家統治の根本法則たる
憲法を重んじ諸種の法律
規則を守ることは我が國
家の統治を全うし社會の
安寧秩序を持つ所以なれ
ば國民は常に心に懸けて
憲法を重んじ法律を遵ひ
守れよとの御宣と拜察す

御製

くにを思ふ臣のまことは言のはの
うへにあふれてきこえけるかな



衆議院議員選舉投票 衆議員選舉は即ち國
憲國法の定むる所に由り國家の爲に行ふも
のにして選舉せらるゝ者の自己を忘れて一
意忠誠奉公の精神を以て其の重大なる公議
に當るべきは勿論選舉する者も亦公平無私
の赤心を以て眞に國家の大事を託すべき人
を鑑別して選舉すべきなり此に選舉投票場
の圖を掲げて配設の整肅を表す

一旦緩急則義勇奉公

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

イツタン クワンキフ アレバ ギユウ コウ ニ ホウ ジ

國家萬一（いっぺん）事起る（ことおこ）る場合は（ばあひ）身命（しんめい）を顧みず（かへり）、皇室國家（くわうしつこく）の爲（ため）に力を盡す（つ）ことは日本（にっぽん）と云ふ（い）一大（いちだ）家を護（まも）る國民（こくみん）の大義（たいぎ）にして即（すなは）ち之（これ）を日本精神（にっぽんせいしん）とする所故（ところゆゑ）に一朝（いつてうひ）非常（ひじょう）の事（こと）あるときは義勇（ぎゆう）能く（よく）君國（きんこく）に身（み）を奉（ほう）じ忠誠（ちゆうせい）を盡（つく）せよとの御宣（みことり）にて前段（ぜんだん）は平時（へいじ）の道（みち）此（こゝ）には非常時（ひじょうじ）の道（みち）を示（し）されたりと拜察（はいさつ）す

御製

事（こと）しあらば火（ひ）にも水（みづ）にもいりなむご
思（おも）ふがやがてやまごだましひ



靖國神社（せいこくじんじや）は國家（こく）の有（あ）り事に（い）りて臨（のぞ）み家を（わ）を忘（わす）れ國（こく）家の（か）存在（そんざい）に代（か）り其（その）身（み）を亡（な）はせる多（おほ）くの忠（ちゆう）魂（こん）を別格（べつかく）官幣（くわんぺい）として祭（まつ）れるもの此（こゝ）れ實（じつ）に盡（じん）忠（ちゆう）報（ほう）國（こく）の赤誠（せきせい）に對（たい）し天（てん）感（かん）じ地（ち）動（どう）きて顯（あら）はるものと謂（い）ふべし此（こゝ）に其（その）神社（じんじや）を掲（か）げて國（こく）家（か）守護（しゆご）の神（かみ）たるを敬（けい）仰（かう）すると共に（ともに）永（えい）世（せい）に義（ぎ）勇（ゆう）奉（ほう）公（こう）の大鑑（たいかん）と爲（な）し國（こく）家の（か）犠（ぎ）牲（せい）と爲（な）りし忠（ちゆう）魂（こん）に背（そむ）かざらむことを欲（ほつ）す

可以扶翼天壤無窮ノ皇運美

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

モツテ テンジャウ ムキウ ノ クワウウン チ フヨク スベシ

父母ニ孝ニより義勇公ニ奉シ
等 上述の如く平時の事にも
非常時の事にも常に能く國民
の執るべき道に心を注ぎ天地
の窮り無きが如き悠久永遠な
我が皇室の御運寶祚を扶翼
し護りて永世傾くこと無から
しめよとの御宣と拜察す

御製

され石の巖さならむ末までも
五十鈴の川の水はにござらじ



和氣清麻呂 道鏡 寵遇に傲り分を忘れて尊位を冒
さむとす 天皇清麻呂に命じ字佐に神勅を仰がしむ
清麻呂神勅を受けて還る精忠固より道鏡の僭威を怖
れず其の目前に於て奏するに我が國は開闢以來 皇
統は一系にして君臣の分明かに皇位は必ず皇系の繼
ぐ所なり道鏡何者そ臣として君の位を望む大逆の徒
速かに除くべしとの神勅を以てす道鏡忿りて清麻呂
を流罪にす道鏡後尙ほ異圖を懷き畢に遠國に徙さる
清麻呂召還されて用ひらゝこ重し明治に至り正一
位を追贈せらる此に其の面影を掲げて皇運扶翼の精
忠を偲ぶ

知是則天獨為時忠良之臣

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス

カクノゴトキハヒトリチンガチユウリヤウノシンミンタルノミナラズ

上の父母に孝兄弟に友夫婦の
和朋友に信 恭儉博愛修學習
業智能啓發德器成就公益世
務國憲を重んじ國法に遵ひ義
勇奉公 皇運扶翼等是の如く
努むることは單に朕に對して
忠義善良なる 臣民たるばかり
でなくこの下の意を含ませら
れたる御宣と拜察す

御製

まめやかにつかふる臣のあればこそ
わがまつりごこみだれざりけれ



伊藤博文 明治の大政治家として國家を擔ひ國體を
呼號し治の操縦法の制定等其の功績の偉大なる既に
世の知る所中に就きて命を奉じて其の起草に成る欽
定の憲法は即ち教育勅語の精神たる國體本義の汪溢
する所にして我が國體不朽の企圖之に由りて達し國
家精神の實行之に因つて成る蓋し天大任を此の人に
降して急劇なる變化の社會を定めしめたりと謂ふべ
き歟此に其の面影を掲げて明治英傑の棟梁たるを仰
ぐと共に即ち忠良の龜鑑たるを偲ぶ

亦足以顯彰爾祖先之遺風

亦以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

マタモツテナンヂソセンノキフウヲケンシヤウスルニタラン

父母に孝により皇運扶翼等に至る行爲は國民代々の先祖の既に行ひ來れる所なれば之を行ふことは即ち先祖の行ひ遺せる美風を繼ぎ行ひ顯すものにて孝道をも充たすことにならむこの御宣と拜察す

御製

とつくにの人に見すべきしきしまの
大和錦をおりいださなむ



乃木希典將軍 少年時代父性清高にして家貧なり將軍を米搗きながら書を読み或は米を洗ひ水を汲み能く母の手助けを爲す人感じて孝子と呼ぶ又月三回は必ず父に携へられて高輪四十七士の墓に詣て目前鑑を示して其の忠を感じしめらる將軍年少と雖も固より偉人殊に深く義士の忠節を敬慕して忠君愛國の志を發揮す是れ後年勳功を幾多の大戦に立て國家崇敬の軍神として世に仰がるゝの端緒たり然れば將軍は年少時既に忠に孝に即ち祖先の遺風顯彰の志を懐かれたるものなり此に將軍年少時米を搗きながら書を読むの圖を掲げて傑士多くは貧家より出づるを偲ぶと共に其の君國に致せる盡忠を敬仰す

斯道也實我皇祖皇宗之遺訓

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ

コノミチハジツニワガクワウソクワウソウノキクンニシテ

父母に孝により皇運扶翼
等の徳目は 陛下御一人
の御思付きにあらずして
皇室御先祖の方方の遺さ
れたる御教訓なりとの御
宣にて即ち我が國體の
道は既に遠く神代より傳
へ來れる古今一貫の道な
ること、拜察す

御製

人もわれも道を守りてかはらずば
この敷島の國はうごかじ



光明皇后 常に深く民の困窮する者に軫
念を注がせられ救護の御志 厚く中に就きて
特に悲田院施薬院の二院を設けられ餓うる者
には食を與へ病めるものには薬を與へられた
る等 天恩實に枯骨に及ぶと云ふべく此に尊
影を謹掲して其の洪いなる御恩澤を敬仰する
と共に德行上 即ち貴き遺訓たるを慕ふ

子孫臣民所當遵守焉

子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

シソン シンミン ノ トモニ ジュンシュ スベキトコロ

皇祖 皇宗の遺訓たる
上に述べたる道は皇室
の御子孫も我等臣民も
共に打揃うて遵守する
べき所であるとの御宣
にて祖宗の遺訓即ち國
體の道は我等と永世不
離不減なることの御意
と拜察す

御製

ちはやぶる神の御代よりうけつげる
國をおろそかに守るべしやは



菅原道真 天性穎悟父祖文學の業を受けて
特に詩文に通ずと云ふ三代の 天皇に事へ
て誠 忠 寵辱に其の操を易へず常に我が
國體を尊重 稱揚して漢學崇拜の時流に傾
く者を正し専ら神國主義を以て我が治國の
要とせり我が國文學の師表たると共に實に
我等の遵守すべき國體遵守の龜鑑たり此に
其の面影を掲げて其の高崇なる徳跡を偲ぶ

通之古今而不謬

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス

コレヲ ココン ニ ツウジテ アヤマラズ

皇祖皇宗の遺訓たる上に示
せる道は決して時期を限れる
道にあらず故に之を往昔に照
らすも亦現今に鑑みるも斯の
通りにて間違ひたる點無しと
の御宣と拜察す

御製

ちよろづの民の心をさむるも
いづくしみこそ基なりけれ



仁愛 は治世安民の基として世々 天皇の最
も心させらるゝ所なり斯の勅語を降し賜ふ亦
是れ御仁愛の三字より出づるもの此に斯の三
字を掲げて叙慮を奉戴す

施以中外而不悖

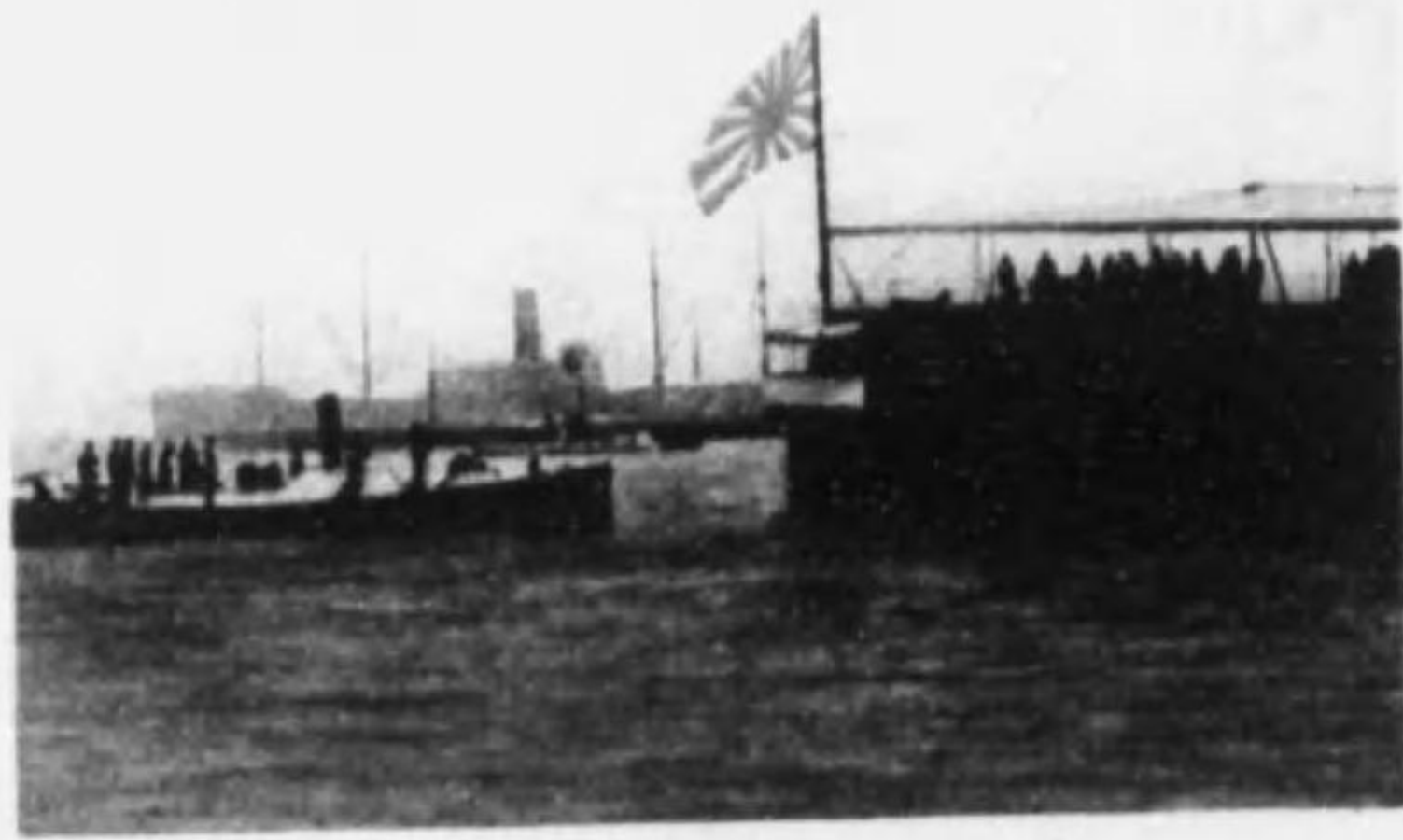
之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

コレヲチユウグワイニホドコシテモトラズ

皇祖皇宗の遺訓たる
上かみに示しめせる道みちは方面はつめんを
限かぎれる道みちにあらず世界せかい
共尊きよんの道徳だうとくにして國くにの
内外ないがいを論ろんぜず何れへ施し
き用もちふるも合あはざる處ところ
無なく容ゆるみられざる處ところ無な
しとの御宣みことりと拜察はいさつす

御製

まじはりをむすぶ國々よろこびを
いひかかはす世ぞ嬉しかりける



海外御訪問 今上陛下には東宮に在らせられ
も時海外遠く英米等を御訪問遊ばされ國交に
一層の親密を加へ給ふ同時に海外御訪問は他
の國情治態を親しく御鑑識遊ばさるゝと共に
自おのづから我が國體を中ちゆう外がいに示しめさるゝこととも
なるを拜察す此に當時御召艦出港の圖を謹
掲して國交上の御深慮を拜慕す

時與爾臣民保拳拳服膺

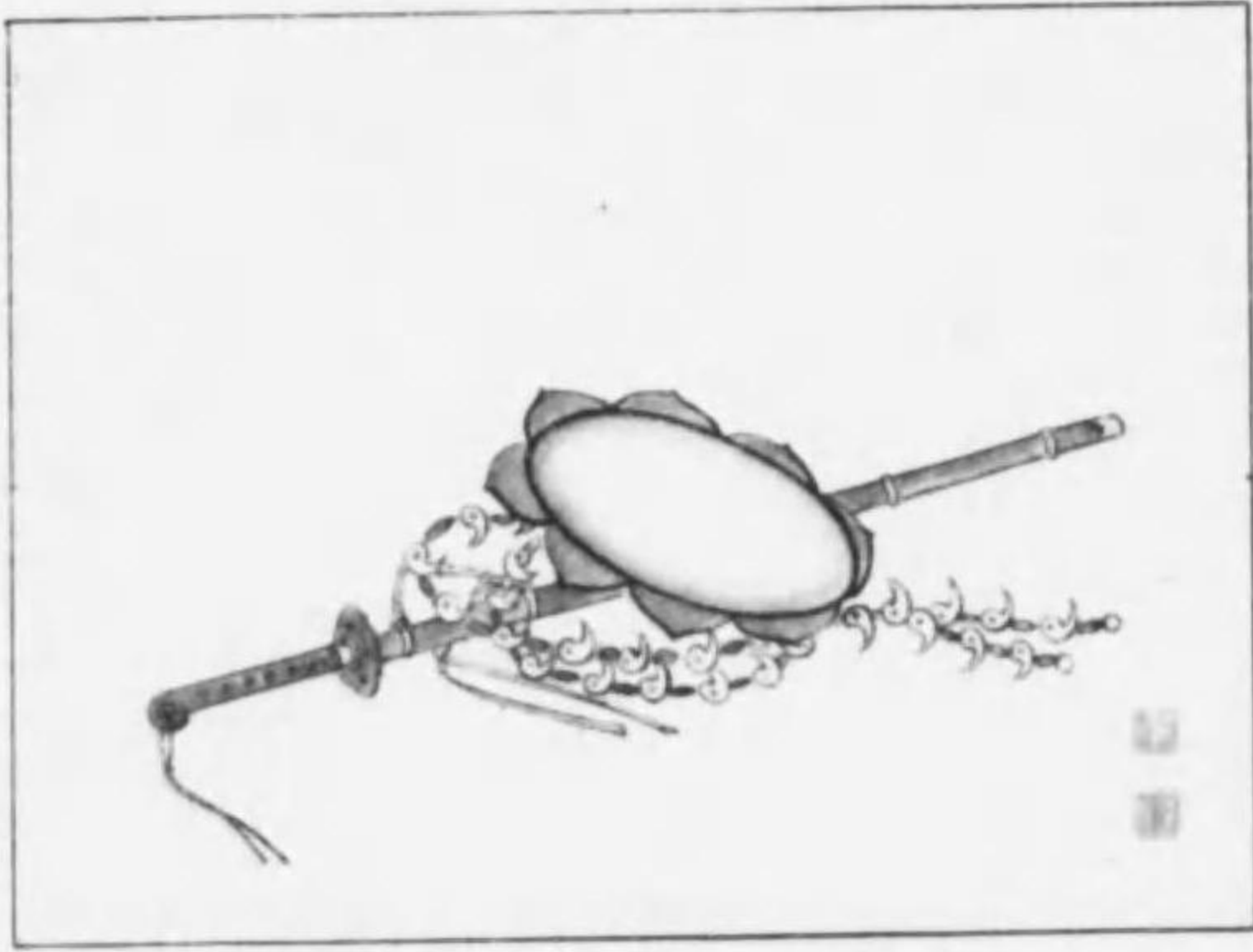
朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ

チン ナンヂ シンミン ト トモニ ケンケン フクヨウ シテ

上 述の徳目は
陛下御射らにお
かせられても心
肝に銘じて我等
臣民と俱に實行
するとの御宣に
て國體道徳の歩
調は君民一致に
てあるとの御意
と拜察す

御製

あまてらす神のさづけしたからこそ
動かぬ國のしづめなりけれ



三種神器 謹み以るに三種の神器は 天
位の尊證にして國民は遺訓拳拳服膺と共に
我が國開闢以來一系の 天位を離れざる國
體表彰の斯の神器あること、其の尊重を忘
るべからず

庶幾咸一其德矣

咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

ミナソノトクヲイツニセンコトヲコヒネガフ

上 述の徳目を 陛下
も共に守り行はせられ
て即ち君民漏れ無く其
の徳を同一にせむこと
を希ひ望むとの御宣に
て即ち日本と云ふ一大
家の大合致の御示と拜
察す

御製

秋ごごに匂ふしら菊もろ人ご
共にみるこそたのしかりけれ



皇居 には我等臣民と共に斯の 勅語の徳
目を御躬らも實踐 躬行遊ばされて其の徳
を一にせむことを希はるゝ 陛下の御在す
を思つて常に謹慕に禁へず此に二重橋を謹
寫して常に 聖容を拜するに替ふ

明治二十三年十月三十日

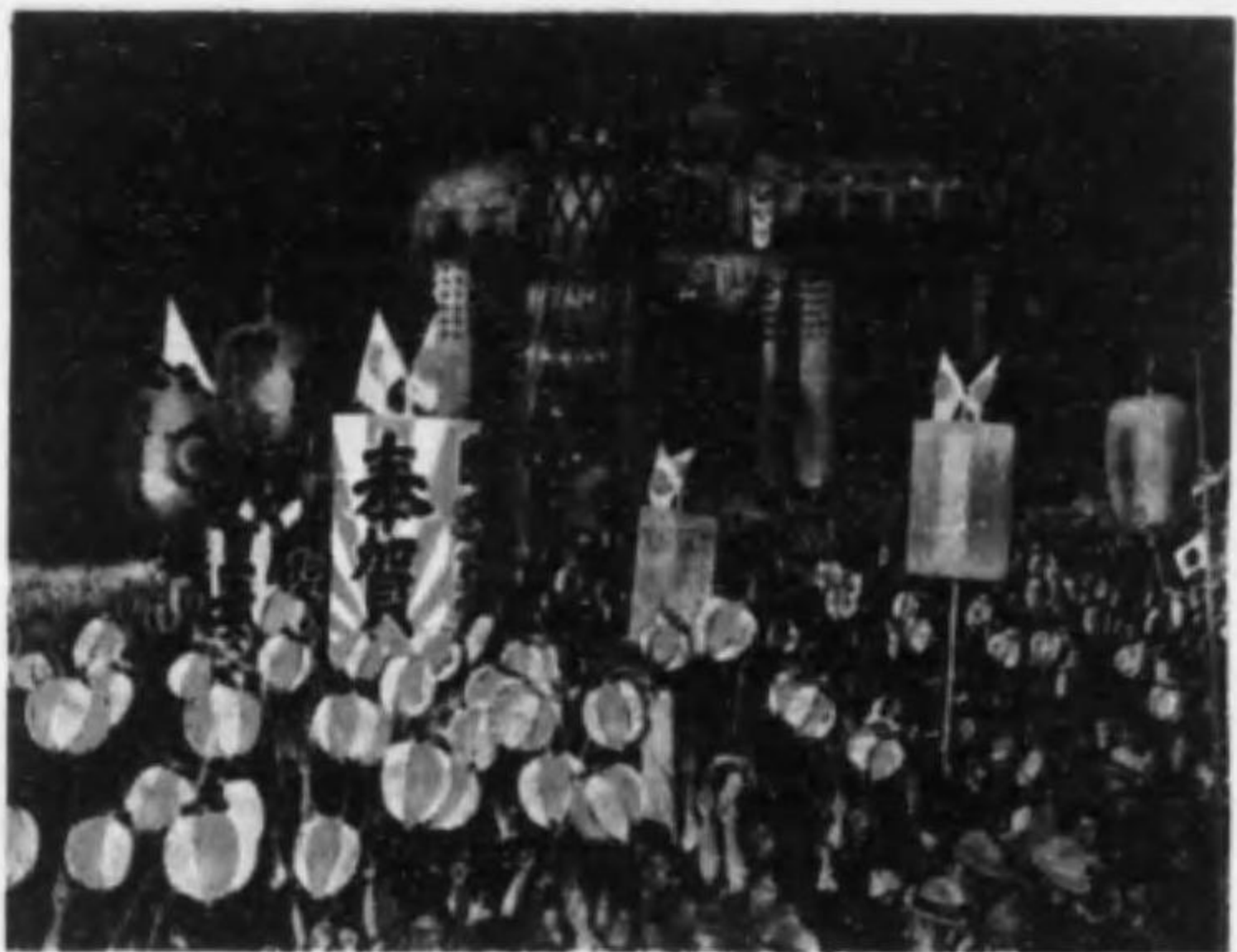
明治二十三年十月三十日

メイヂ ニジフ サン ネン ジフ グワツ サン ジフ ニチ

明治天皇此の年此の日に於て斯の勅語を降し賜ふ時の内閣總理大臣伯爵山縣有朋 文部大臣芳川顯正を特に宮中に召され之を授け給ふと拜承す

御製

をぐるまのめぐるまに／＼響くなり
わが國民のよるこびのこゑ



舉國の喜 當時急劇なる社會の混雜に由り教育基礎に於て國民其の歸趣する所に暗からむとするに際し斯の聖諭一たび降るや天日の密雲を披いて道自ら明かなるが如く我が國徳教の進路直に定まりて國民齊しく其の嚮ふ所を知る國を擧げての喜何を限りあらむ此に全國喜の圖を掲げて聖恩の廣大を記念す

御名御璽

ギヨメイギヨジ

御名御璽

謹み以るに 御名
御璽は畏くも一系の
皇統なる我が國 天
皇の降し賜へる勅書
の神證たるを示さる
るものと拜察す

御製

萬代もふみのうへにぞのこさせむ
國につくし、臣の子の名は



東郷平八郎元帥 は文武兼備の人中ん就く武人の典型を
以て最も敬仰せらる其の武勳の最も大なるものを擧ぐれば
明治三十七八年の役我が艦隊を率る大敵たる露國の艦隊を
撃滅して復た影を現すことを得ざらしめ我が軍をして大勝
算を全うせしめ偉名を全世界に轟かせたる軍聖なり願ふに
若し此の時に於て彼の撃滅無くんば我が軍の安危 皇國の
興廢或は測り知るべからず此に此の編の終を結ぶに臨み其
の面影を掲げて皇祖 皇宗の肇國宏遠樹徳深厚の大業に
成る我が國家をして安泰ならしめたる護國の神として而も
其の首位者たるを敬慕す

臣七旬二齡吳灣恭編恭書

昭和十年二月五日印刷
昭和十年二月十一日發行

【非賣品】

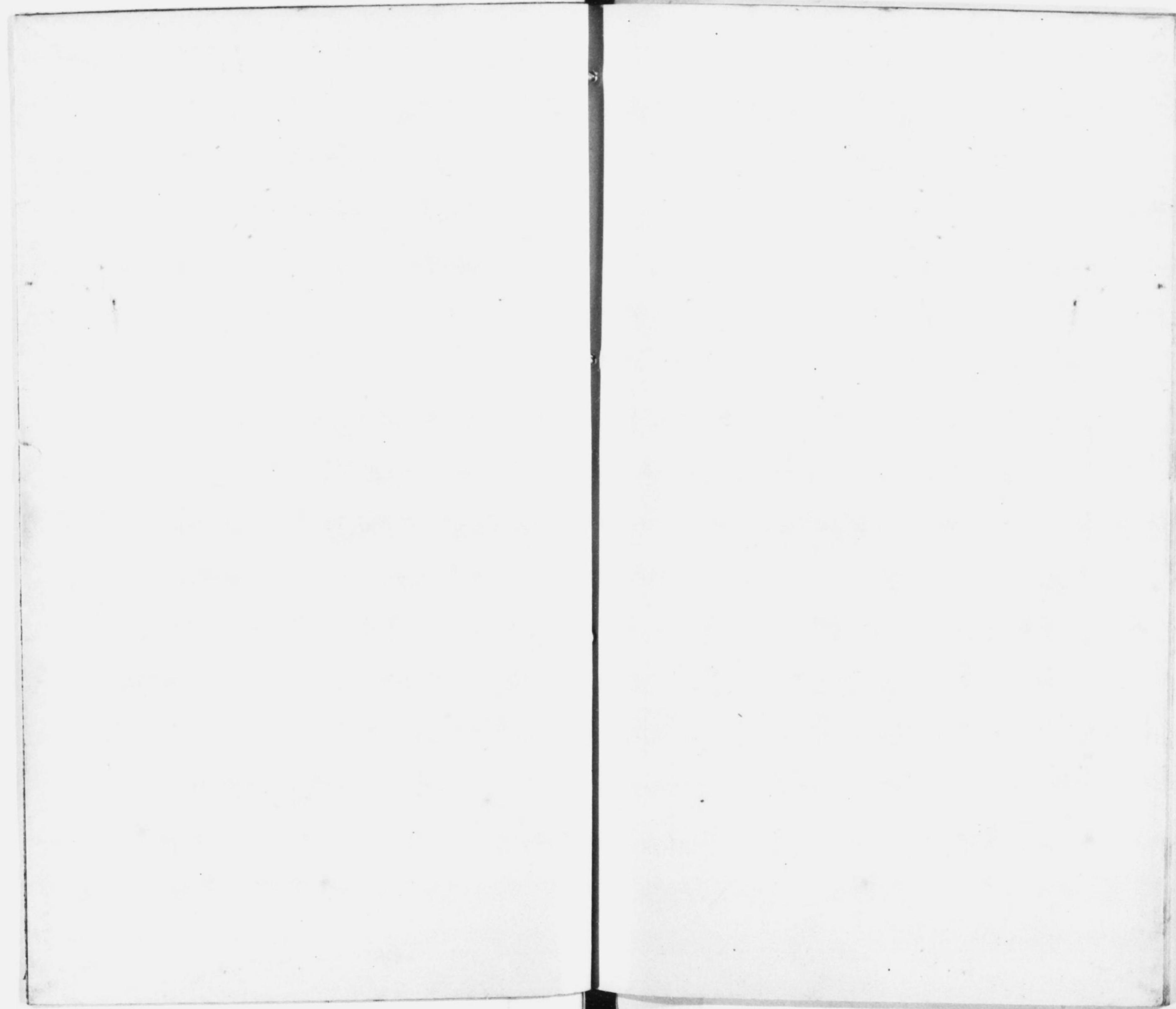


顧問	東京市神田區東神田十番地 贊助員 福井 甚藏
編輯者	東京市豊島區駒込一丁目一五九番地 教育勸語普及會 理事長 河田 吉兵衛
印刷者	東京市淺草區西三筋町五十六番地 松原 加久太
印刷所	東京市淺草區西三筋町五十六番地 芳越堂印刷株式會社

發行所

東京市神田區東神田十番地
福井藥業ビル内
教育勸語普及會
電話 區部 二〇五四番

217



終

